

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（中期目標等の特例）		
第七十八条　（略）		
2～4　（略）		
5　公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。		
6　（略）		
7　第二十七条の規定は、公立大学法人には、適用しない。		
（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例）		
第七十八条の二　公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならぬ。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。		
（削る）		
（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）		
第七十八条の二　公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。		
一　次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における業務の実績		
二　中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績		

の期間における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならぬ。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならぬ。この場合において、

同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 (6) (略)

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

4 (6) (略)

(認証評価機関の評価の活用)

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について前条第一項第一号に規定

する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならぬ。

関する評価を行うに当たつては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十
六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況に
についての評価を踏まえることとする。

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第
七十八条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込ま
れる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行つたときは、
当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学
法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務
の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるもの
とする。

2・3 (略)

（吸收合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等）

第一百九条 (略)

2・3 (略)

（吸收合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等）

第一百九条 (略)

2・3 (略)

（吸收合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等）

第一百九条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定は、公立大学法人である吸收合併消滅法人の業務の実績
に関する第七十八条の二第一項の規定による評価について準用する。こ
の場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは「第七十八条の二
第一項第二号」と、前項中「第二十八条第五項の規定による通知及び同
条第六項の規定による命令」とあるのは「第七十八条の二第四項の規定
による通知及び勧告」と読み替えるものとする。

関する評価を行うに当たつては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十
六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況に
についての評価を踏まえることとする。

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第
七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込ま
れる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行つたときは、
当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学
法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務
の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるもの
とする。

2・3 (略)

（吸收合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等）

第一百九条 (略)

2・3 (略)

（吸收合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等）

第一百九条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定は、公立大学法人である吸收合併消滅法人の業務の実績
に関する第七十八条の二第一項の規定による評価について準用する。こ
の場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは「第七十八条の二
第一項第二号」と、前項中「第二十八条第五項の規定による通知及び同
条第六項の規定による命令」とあるのは「第七十八条の二第四項の規定
による通知及び勧告」と読み替えるものとする。

5／12 (略)

(新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等)

第一百二十条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定は、公立大学法人である新設合併消滅法人の業務の実績に関する第七十八条の二第一項の規定による評価について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは「第七十八条の二第一項第二号」と、前項中「第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令」とあるのは「第七十八条の二第四項の規定による通知及び勧告」と読み替えるものとする。

5／12 (略)

5／12 (略)

(新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績等に関する評価等)

第一百二十条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定は、公立大学法人である新設合併消滅法人の業務の実績に関する第七十八条の二第一項の規定による評価について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは「第七十八条の二第一項第三号」と、前項中「第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令」とあるのは「第七十八条の二第四項の規定による通知及び勧告」と読み替えるものとする。

5／12 (略)